



記者発表資料

大阪経済記者クラブ会員各位

平成27年9月18日

「平成28年度税制改正に関する要望」建議について

【問合先】

大阪商工会議所 経済産業部（田中・小林・中野）

Tel : 06 - 6944 - 6304

【概要】

- 大阪商工会議所は、本日開催の常議員会において「平成28年度税制改正に関する要望」を決議し、本日付で内閣総理大臣・財務大臣・経済産業大臣はじめ政府関係機関や与党幹部などへ建議した。この要望は、本会議所の税制委員会（委員長＝北修爾・阪和興業（株）代表取締役会長）で取りまとめたもの。
- 今回の要望の焦点は、「法人実効税率の早期20%台への引き下げを中小企業への回税強化を回避し実現すること」と「消費税の軽減税率の導入を回避すること」の2点。
- そのほか、企業の成長を後押しするため、① IT投資やマイナンバー制度対応を支援する「情報化投資促進税制」や、② 出産・育児期の女性従業員の就業を支援する 「女性の活躍促進税制」の創設などを求めている。
- また、地方創生の一環として、① 大阪商工会議所が提案していた「企業版ふるさと納税」の創設、② 「企業の地方拠点強化税制」の移転支援地域への大阪などの追加指定を求めるとともに、大阪府・大阪市に対し、③ 市内への本社機能の移転・拡充を促進する 「大阪版企業拠点強化税制」の創設を要望している。
- 要望項目は、全46項目（うち新規要望：11項目）。

【特徴的な要望項目】

◆法人実効税率、中小法人の軽減税率の引き下げ（本文1ページ）

- 諸外国との競争条件を揃えるため、法人実効税率を来年度に20%台まで引き下げるとともに、法人実効税率引き下げの恩恵が及ばない、所得800万円以下の中小法人の軽減税率を引き下げるべき。
- また、その財源確保のために、外形標準課税の中小法人への適用拡大など中小企業への課税強化を図ることには強く反対。

◆消費税の軽減税率の導入反対（本文3ページ）

- 消費税の軽減税率は、中小企業への悪影響が大きいうえ、社会保障財源を毀損することから、導入に断固反対。
- 具体的には、税率の線引きを巡りトラブルが生じる可能性が高いうえ、事務負担も著し

く増大する。加えて、社会保障財源が毀損され、消費税率引き上げの本来の目的である持続可能な社会保障制度の構築も危うくなる。

- なお、財務省提案の「日本型軽減税率制度」については、インボイス制度の回避など事業者の負担軽減や社会保障財源の毀損問題を解決する1つの案。同時に、課題も指摘されていることから、負担の少ない簡便な仕組みや事業者への支援策を検討すべき。

◆人材の確保・活用促進（本文4ページ）

- 人手不足や賃上げへの対応を支援するため、出産・育児で離職した女性を雇用した企業の法人税を軽減する「女性の活躍促進税制」の創設や、「雇用促進税制」、「所得拡大促進税制」の拡充などを行うべき。

◆情報化投資の促進（本文5ページ）

- IT活用やマイナンバー制度への対応を支援する「情報化投資促進税制」を創設すべき。
具体的には、IoTの導入やサイバーセキュリティ強化に伴う費用や専門相談料を法人税から控除すべき。

◆地方創生（本文6～7、10ページ）

- 政府が地方創生の一環として「企業版ふるさと納税」の創設を検討していることを歓迎。
首都圏に本店を置く企業が創業地など縁のある地方自治体に寄附した場合、法人税や、首都圏の地方法人税から税額控除すべき。同時に、大阪でも本社機能の転出超過となっていることから、大阪市も寄附対象地域に指定すべき。
- 同様に、今年度創設された「企業の地方拠点強化税制」の移転優遇地域には、大阪市などを追加指定すべき。
- また、大阪からの本社機能の転出超過に歯止めをかけるため、大阪府・大阪市は、大阪市内への本社機能の移転、拡充を促進する「大阪版企業拠点強化税制」を創設すべき。
具体的には、法人住民税、法人事業税、不動産取得税、固定資産税の減免など、関西イノベーション国際総合戦略特区並みの、思い切った税制支援措置を講じるべき。

<添付資料>

資料1：「平成28年度税制改正に関する要望」（フレーム）

資料2：「平成28年度税制改正に関する要望」（本文）

以 上

大阪商工会議所 平成28年度税制改正に関する要望 フレーム

基本認識

- 現在、政府が最優先すべきは、企業の設備投資やイノベーションを促進する環境を整備し、地方や中小企業を含めた日本全体の力強い景気回復を実現すること。税制面でも、**生産性の向上や付加価値の高い製品・サービスの開発を後押しし、企業の成長力を引き出す制度を構築すべき。**
- グローバルな競争力強化に向け、**早期に法人実効税率を引き下げるとともに、国内で懸命に雇用の維持や賃上げに取り組む中小企業の活性化を図る観点から税体系を見直すべき。**ましてや、厳しい経営環境下で懸命に経営努力を続ける**中小企業への課税強化は到底容認できず、強く反対する。**



I. 法人実効税率の引き下げ早期実現 ならびに中小法人の課税強化断固反対

- 1. 法人実効税率の 20% 台への早期引き下げ
- 2. 中小法人課税の見直し
 - (1) 中小法人の軽減税率の引き下げ
 - (2) 中小法人に対する課税強化断固反対
 - ・外形標準課税の中小法人への適用拡大反対
 - ・繰越欠損金制度の中小法人への使用制限拡大反対
 - ・減価償却制度の定率法の廃止反対
 - ・企業の活力増進に資する租税特別措置の縮小反対
 - ・同族会社の留保金課税の強化反対
 - ・地方税の損金不算入化反対
- (3) 資本金基準の維持および中小法人（資本金 1 億円以下）の定義拡大 ★

- 3. 中堅法人の成長支援

II. 企業の成長阻害要因への対応

- 1. 消費増税に伴う悪影響の緩和
 - (1) 消費税の軽減税率の導入反対
 - (2) 価格転嫁策の徹底
 - (3) 二重課税の見直し
 - (4) 不動産流通課税の見直し
- 2. 地球温暖化対策税の凍結
- 3. 人材の確保・活用促進
 - (1) 女性の活躍促進税制（仮称）の創設
 - (2) 雇用促進税制の拡充・延長 ★
 - (3) 所得拡大促進税制の拡充 ★

III. 企業の生産性向上と成長基盤強化を図る税制の構築

1. 生産性向上に向けた投資促進 (1) 情報化投資促進税制（仮称）の創設 ★ (2) 中小企業の生産性向上 ① 中小企業投資促進税制の拡充・恒久化 ★ ② 中小企業の少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・恒久化 (3) グリーン投資減税の拡充・恒久化 (4) 償却資産に係る固定資産税の廃止 2. 技術力強化による付加価値向上 (1) 研究開発促進税制の拡充・恒久化 (2) 日本版パテントボックス税制の創設	3. 地方創生 (1) 企業版ふるさと納税の創設 (2) 企業の地方拠点強化税制の見直し ★ (3) 国家戦略特区税制の拡充・延長 (4) 国際総合戦略特区税制の延長 ★ (5) 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充 ★ 4. 企業の海外展開支援 (1) 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の見直し (2) 海外展開損失準備金制度（仮称）の創設
--	--

IV. 地域経済と雇用を支える中小企業の経営基盤の強化

1. 事業承継税制の抜本強化 2. 事業環境の改善 (1) 事業所税の廃止 (2) 商業地等に係る固定資産税の軽減 (3) 減価償却制度の見直し 3. 起業・創業支援 (1) 法人版エンジェル税制（ベンチャー投資促進税制）の拡充 (2) エンジェル税制の拡充	4. 中小法人の交際費の損金算入特例の拡充・延長 ★ 5. 配当課税の廃止 6. 事業再編の円滑化 (1) 特定の事業用資産の買い替え特例（圧縮記帳制度）の拡充・恒久化 (2) 企業再編の促進に向けた税制措置 ★
---	---

大阪府・大阪市に対する要望

- 1. 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃
- 2. 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ
- 3. 中小法人に対する事業所税の軽減措置の創設
- 4. 大阪版企業拠点強化税制の創設 ★

平成 28 年度税制改正に関する要望

大阪商工会議所

(★印…新規要望項目)

わが国経済は、総じて緩やかな回復基調にあるものの、企業規模や業種、地域により格差がみられる。とりわけ、多くの中小企業は、輸入原材料・エネルギー価格の高騰によるコストアップや人手不足など、依然として厳しい経営環境におかれている。

現在政府が最優先すべきは、企業の設備投資やイノベーションを促進する環境を整備し、地方や中小企業を含めた日本全体の力強い景気回復を実現することである。企業活動に大きな影響を及ぼす税制においても、生産性の向上や付加価値の高い製品・サービスの開発を後押しし、企業の成長力を引き出す制度を構築すべきである。そのため、グローバルな競争力強化に向け、早期に法人実効税率を引き下げるとともに、国内で懸命に雇用の維持や賃上げに取り組む中小企業の活性化を図る観点から税体系を見直されたい。ましてや、厳しい経営環境下で懸命に経営努力を続ける中小企業への課税強化は到底容認できず、強く反対する。

かかる観点から政府・与党は、平成28年度税制改正において、以下の諸点について特段の配慮を払われるよう強く要望する。

記

I. 法人実効税率の引き下げ早期実現ならびに中小法人の課税強化断固反対**1. 法人実効税率の 20%台への早期引き下げ**

法人実効税率は平成 28 年度に 31.33%（現行 32.11%）まで引き下げられることになっているが、諸外国に比べ依然として高い水準にある（アジア平均 22.5%、OECD 平均 25.3%）。平成 28 年度改正において引き下げ幅の更なる上乗せを図り、20%台まで引き下げられたい。

2. 中小法人課税の見直し**(1) 中小法人の軽減税率の引き下げ**

法人実効税率引き下げの恩恵が及ばない、法人所得 800 万円以下の中小法人は 50 万社に達している。厳しい経営環境下にあっても、懸命に雇用の維持・拡大や賃上げに取り組む中小企業を支援するため、中小法人の軽減税率（15.0%）の更なる引き下げと、適用所得金額（800 万円以下）の引き上げを図られたい。

（２）外形標準課税の適用拡大など、中小法人に対する課税強化断固反対

中小企業は雇用の７割を支え、社会保険料や地方税の相応の負担等、財政にも大きく貢献している。厳しい経営環境下でも懸命に雇用の維持や賃上げに取り組んでおり、地域経済の中核的な役割を果たす中小企業の活力増進こそが日本経済の再興ならびに地方創生に最も重要である。こうした観点から、中小企業への課税強化には強く反対する。

（外形標準課税の中小法人への適用拡大に反対する）

賃金に課税する「外形標準課税」は、雇用が悪影響を及ぼし、政府の賃上げ政策にも逆行する。社会保険料や地方税など、中小企業も既に相応の負担をしており、労働分配率が８割にも達する中小法人への適用拡大は、経営や雇用への悪影響が大きく、強く反対する。

（繰越欠損金制度の中小法人への使用制限拡大に反対する）

中小企業は損益分岐点が高く、赤字と黒字を繰り返している。財務基盤の弱い中小企業にとって、資金繰りに悪影響を及ぼす累積赤字の早期解消は経営上の重要課題である。こうした中小企業に対する繰越欠損金制度の使用制限（現行：所得金額の６５％（平成２９年度から５０％）までに制限。中小法人は適用対象外）は、経営基盤を大きく揺るがすことから、強く反対する。

（減価償却制度の定率法の廃止（定額法への一本化）に反対する）

中小企業の生産性向上には、設備の新陳代謝が重要であるが、定率法の廃止（定額法への一本化）は、設備導入の初期段階の負担増を招き、資金力に乏しい中小企業の新規投資を抑制するため、強く反対する。

（中小企業投資促進税制の上乗せ措置の前倒し廃止など、企業の活力増進に資する租税特別措置の縮小に反対する）

設備投資、研究開発促進など、企業の活力増進に資する租税特別措置は維持、拡充すべきであり、中小企業投資促進税制の上乗せ措置の前倒し廃止には強く反対する。

（同族会社の留保金課税の強化に反対する）

同族会社の留保金課税制度（現行：中小法人は適用対象外）は、明らかに二重課税であるうえ、同族会社の内部留保のみを対象に特別な負担を強いる制度は、諸外国でも類を見ず、撤廃すべきである。ましてや、景気変動の影響を受けやすく、財務基盤強化が不可欠な中小法人に対する課税拡大は、自己資本の充実を阻害し、経営の安定性を損なうため、強く反対する。

（地方税の損金不算入化に反対する）

法人事業税や固定資産税などの地方税は、事業のコストであり、当然損金算入すべきものである。財源確保のために地方税を損金不算入にすることは、非合理であることから強く反対する。

（３）資本金基準の維持および中小法人（資本金１億円以下）の定義拡大 ★

税法上の中小法人を規定している資本金基準は、昭和４１年以来、長年活用され、広く浸透、定着している。資本金基準は企業規模を表す指標として中小企業基本法や下請法などでも活用されており、引き続き維持されたい。また、中小企業政策の整合性を図るため、税法上の中小法人についても、中小企業基本法の基準に合わせて、「資本金３億円以下」（現行：資本金１億円以下）まで拡大されたい。

３．中堅法人の成長支援

地域経済を牽引する中堅企業の成長力を強化するため、資本金１０億円以下を対象とした「中堅法人」区分を創設し、中小企業投資促進税制や中小企業技術基盤強化税制（研究開発促進税制）など、成長力強化に資する中小法人向け租税特別措置の適用を認めるとともに、外形標準課税や同族会社の留保金課税の適用対象から除外されたい。

Ⅱ．企業の成長阻害要因への対応

１．消費増税に伴う悪影響の緩和

（１）消費税の軽減税率の導入反対

消費税に軽減税率が導入されると、税率の線引きを巡るトラブルが発生する可能性があるほか、商品毎の税率区分の記載・確認など、中小企業の事務負担が著しく増大する。とりわけインボイス制度は、全ての事業者に消費税額の積み上げ方式を強いるうえ、免税事業者が取引から排除される可能性も高い。また、簡易課税制度が実質的に維持困難になるなど、軽減税率は中小企業に対する悪影響が特に大きい。

さらに、大幅な税収減を招き、消費税率引き上げの本来の目的である持続可能な社会保障制度の構築も危うくなる可能性もあることから、導入に強く反対する。

なお、財務省から提案されている「日本型軽減税率制度」は、インボイス制度の回避など事業者の負担軽減や社会保障財源の毀損問題を解決する１つの案といえる。同時に、導入に向けた課題も指摘されており、国民や事業者の理解を得られるよう、負担の少ない簡便な仕組みや事業者への支援策を検討されたい。

（２）価格転嫁策の徹底

消費税率８％への引き上げに際しては、政府による対策の効果もあり、比較的円滑に販売価格への転嫁が進んでいる。しかし、消費者向け取引などを中心に、依然として転嫁困難な中小企業も存在する。そのため、政府による国民に対する広報活動を強化するとともに、「消費税価格転嫁対策特別措置法」の実効性を更に高め、引き続き円滑な価格転嫁に万全を期されたい。

(3) 二重課税の見直し

消費税は、個別消費税などと二重課税になっており、特定の取引に対して過度な負担を強いており、石油関連諸税（揮発油税・石油石炭税など）をはじめ、印紙税、自動車取得税などとの二重課税を解消されたい。とりわけ、電子商取引では課税されない印紙税は、極めて不公平な制度であり、早急に廃止すべきである。

(4) 不動産流通課税の見直し

消費税との多重課税で、取得時の大きな負担となっている不動産取得税の廃止や登録免許税の手数料化を図るなど、不動産流通課税を抜本的に見直されたい。

2. 地球温暖化対策税の凍結

地球温暖化対策税は、来年4月に更なる税率引き上げが予定されている（原油・石油製品 500 円→760 円／kl、ガス状炭化水素 520 円→780 円／t、石炭 440 円→670 円／t）。エネルギーコストの上昇は企業、とりわけ中小企業の経営を圧迫しており、課税を凍結すべきである。少なくとも、来年4月の再引き上げは延期されたい。

3. 人材の確保・活用促進

(1) 女性の活躍促進税制（仮称）の創設

女性が輝く社会を創造するためには、出産・育児期でも働きやすい職場環境を整備することが肝要である。そのため、代替要員の確保など、休職・短時間勤務に伴って発生した費用や、従業員の子どもの保育料等を企業が助成した場合など、費用の一定割合を法人税額から控除されたい。また、出産・育児などにより離職した女性を雇用した企業に対し、法人税を軽減されたい。

(2) 雇用促進税制の拡充・延長 ★

中小企業の人材確保を後押しするため、雇用促進税制（適用期限：平成 28 年 3 月 31 日）について、中小企業の採用活動費用の一定割合の上乗せを認めるなど、中小企業に対する控除割合の引き上げ（現行：従業員増加 1 人当たり 40 万円）や雇用促進計画の提出要件の緩和を図るなど、制度を拡充したうえで延長されたい。

(3) 所得拡大促進税制の拡充 ★

中小企業の賃上げを後押しするため、所得拡大促進税制（適用期限：平成 28 年 3 月 31 日）について、中小企業に対する控除割合の引き上げ（現行：給与支給増加額の 10%）や更なる要件緩和を図るなど、制度を拡充されたい。

Ⅲ. 企業の生産性向上と成長基盤強化を図る税制の構築

1. 生産性向上に向けた投資促進

(1) 情報化投資促進税制（仮称）の創設 ★

I Tの活用による企業のイノベーションや生産性向上を促進するとともに、マイナンバー制度への対応や情報セキュリティの強化を支援するため、情報化投資促進税制（仮称）を創設されたい。具体的には、サイバーセキュリティ対策などシステムやソフトの更新・開発費をはじめ、IoT の試験的導入に伴う費用、専門家への相談・コンサルティング費用などについて、税額控除または特別償却できる措置を講じられたい。少なくとも、中小企業の全業種に対し少額投資からの適用を認められたい。

(2) 中小企業の生産性向上

① 中小企業投資促進税制の拡充・恒久化 ★

中小企業の競争力強化のため、中小企業投資促進税制（適用期限：平成 29 年 3 月 31 日）について、税額控除率 7 %（先端設備等は 10%）の引き上げや、税額控除対象企業の拡大（現行：資本金 3000 万円以下、但し先端設備等は資本金 1 億円以下）、工場建屋など対象設備の拡大など、制度を拡充したうえで恒久化（本則化）されたい。ましてや大企業に比べ回復が遅れている中小企業の先端設備等に対する上乗せ措置の前倒し廃止には反対する。

② 中小企業の少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・恒久化

中小企業の少額減価償却資産の特例措置（適用期限：平成 28 年 3 月 31 日）について、対象資産の価額（現行：30 万円未満）や取得合計上限額（現行：300 万円）の引き上げなど制度を拡充したうえで、恒久化（本則化）されたい。多くの中小企業、小規模事業者が本制度を活用していることから、少なくとも延長されたい。

(3) グリーン投資減税（環境関連投資促進税制）の拡充・恒久化

中小企業における省エネ投資を促進するため、グリーン投資減税（現行：30% 特別償却または 7 %税額控除／風力発電設備は即時償却が可能（適用期限：平成 28 年 3 月 31 日））について、中小法人に対する控除割合の大幅な引き上げや即時償却の対象設備の拡大、補助金と特別償却制度の重複適用など、制度を拡充したうえで恒久化（本則化）されたい。

(4) 償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産は、事業所得を生み出すための費用であり、法人税において損金算入が認められている。償却資産に係る固定資産税は、国際的にも稀な制度なうえ、設備投資を抑制することから、廃止されたい。少なくとも、新たに取得す

る機械・装置に係る固定資産税の廃止と免税点（現行 150 万円）の引き上げを図られたい。また、中小法人が少額減価償却資産の損金算入特例により取得した償却資産に係る固定資産税の免除や、評価額の最低限度額（現行：取得価額の 5%）の撤廃など、法人税（減価償却制度）との統一を図られたい。

2. 技術力強化による付加価値向上

（１）研究開発促進税制の拡充・恒久化

イノベーション創出や付加価値向上には、企業の研究開発を後押しすることが肝要である。そのため、研究開発促進税制について、ライフサイエンス・環境・エネルギーなど成長分野や、中小法人に対する控除率（中小法人：12%、大法人：8～10%）を引き上げるとともに、上乘せ措置（高水準型と増加型（適用期限：平成 29 年 3 月 31 日））の拡充・恒久化（本則化）を図られたい。また、専従規定の弾力化など適用要件を緩和し、中小法人が使いやすい仕組みに改善されたい。

（２）日本版パテントボックス税制の創設

わが国が知的財産立国として大きく飛躍するためには、企業の研究開発を強力に後押しするとともに、その成果物である知的財産を活用した高付加価値製品の製造拠点の国内立地を促進することが肝要である。そのため、英国など欧州諸国と同様、自社開発特許に関わる使用料収入や譲渡益をはじめ、国内で生産する当該特許を組み込んだ製品から生じる収益に対し軽減税率を適用されたい。加えて、知的財産権の他企業からの取得費についても税額控除または特別償却を認められたい。

3. 地方創生

（１）企業版ふるさと納税の創設

地方創生の一環として、「企業版ふるさと納税」の創設が検討されていることを歓迎する。

活力ある真の地方創生を実現するには、東京を中心とした首都圏のように、広域エリア毎に中核都市を核とした地方都市圏を形成することが不可欠である。首都圏に企業が集中する一方、大阪でもここ 10 年で約 900 社の本社機能の転出超過となるなど、企業の本社機能の域外流出が続いており、「企業版ふるさと納税」の創設にあたっては、首都圏を除き、大阪など大都市についても寄附対象地域に指定されたい。

具体的には、本店を首都圏に置く企業が、創業地などの地方自治体に対し寄附を行った場合、個人の場合と同様、その一定割合を法人税や、首都圏の法人事業税・法人住民税から税額控除できる、「企業版ふるさと納税（仮称）」の創設を図られたい。また、その使途については産業政策に限定されたい。

（２）企業の地方拠点強化税制の見直し ★

今年度より、東京から本社機能の移転を促す「地方拠点強化税制」が創設されたが、大阪、京都、神戸など関西中心部は移転優遇地域から除外された。大阪でも、企業の本社機能の域外流出が続いており、首都圏を除き、大阪など大都市についても移転優遇地域に指定されたい。

（３）国家戦略特区税制の拡充・延長

国家戦略特区税制（適用期限：平成 28 年 3 月 31 日）は、事業者毎の省庁協議をはじめ、国家戦略特別区域諮問会議による計画承認、総理大臣認定が必要となるなど、手続きが煩雑なこともあり、活用が進んでいない。そのため、国際総合戦略特区税制と同様に、都道府県・政令指定都市による事業者認定への変更や融資要件の撤廃など適用要件を緩和したうえで、延長されたい。また、地方自治体が独自に地方税の軽減措置を講じた場合、その軽減額を法人税の課税所得から除外する措置を講じるなど、地方自治体による誘致努力が報われる仕組みに見直されたい。

（４）国際総合戦略特区税制の延長 ★

国際総合戦略特区税制（適用期限：平成 28 年 3 月 31 日）は、多くの事業者を活用されていることから適用期限を延長されたい。

（５）外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充 ★

外国人旅行者の更なる消費拡大を促すため、免税対象となる一般物品の最低購入金額（現行：1 万円超）を 5,000 円以上に引き下げられたい。

4. 企業の海外展開支援

（１）外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の見直し

各国の法人税率引き下げが進む中（アジア平均 22.5%）、著しく税率が低いとされる軽課税国の判定基準（現行：トリガー税率 20%未満）を引き下げられたい。

（２）海外展開損失準備金制度（仮称）の創設

中小企業の海外展開を支援するため、カンントリーリスクや事業撤退など海外進出に伴う損失への備えとして積み立てた準備金を損金算入できる制度を創設されたい。

IV. 地域経済と雇用を支える中小企業の経営基盤の強化

1. 事業承継税制の抜本強化

中小企業経営者の高齢化が進展する中、円滑な事業承継が喫緊の課題となっている。そのため、相続税の全額納税猶予（現行：8割の納税猶予）と5年後の納税免除や、対象株式総数の引き上げ（現行：発行済議決権株式総数の2/3）、雇用要件の更なる緩和（現行：5年間平均で8割以上）、信託を利用した事業承継の適用対象化など、事業承継税制を抜本強化されたい。

なお、上場企業の株価の上昇によって、業績に関わらず、取引相場のない株式の評価額（類似業種比準価額方式）も上昇しており、早急に軽減措置を講じられたい。

2. 事業環境の改善

（1）事業所税の廃止

都市計画税や外形標準課税（大法人）が課される中、従業員の給与や事業所面積に対して課税を行う事業所税は、都市部で事業を行う企業に過度な負担を強いており、全廃すべきである。少なくとも懸命に地域の雇用を守っている中小法人については直ちに廃止されたい。

（2）商業地等に係る固定資産税の軽減

都市部における企業の固定資産税負担は重く、地域の産業競争力を低下させており、商業地等に係る固定資産税を軽減されたい。

（3）減価償却制度の見直し

技術革新をはじめ、経済社会情勢の変化に対応し、企業の活力増進を図るため、建物や機械・装置などの法定耐用年数を短縮するとともに、電話加入権の減価償却を認めるなど、実態に合わせて減価償却制度を見直されたい。

3. 起業・創業支援

（1）法人版エンジェル税制（ベンチャー投資促進税制）の拡充

ベンチャー企業が事業の継続・発展を図るには、法人からの投資を呼び込み、恒常的に十分な資金を確保する必要がある。とりわけ創薬など、長期にわたる研究開発を必要とし、高リスクで多額の資金を要するベンチャー企業を支援するため、法人がベンチャー企業に直接投資した場合にも法人税を軽減する措置を講じられたい。

(2) エンジェル税制の拡充

ベンチャー企業の資金調達円滑化のため、個人投資家がベンチャー企業への投資により生じた譲渡損失については、別の株式への投資で得た譲渡益だけでなく給与など他の所得との損益通算を認めるとともに、現行の損失繰越控除期間を3年から5年に延長されたい。

4. 中小法人の交際費の損金算入特例の拡充・延長 ★

中小企業の営業活動の強化や消費促進を図るため、中小法人の交際費の損金算入特例制度（適用期限：平成28年3月31日）について、定額控除限度額（現行：800万円以下）の引き上げなど、制度を拡充したうえで延長されたい。

5. 配当課税の廃止

法人段階で法人税を課された後の利益から分配された株主配当に対し、個人の受取段階で、さらに税負担を求める配当課税は明らかに二重課税であり、廃止されたい。

6. 事業再編の円滑化

(1) 特定の事業用資産の買い替え特例（圧縮記帳制度）の拡充・恒久化

資産の有効活用や企業の事業再編を促すため、長期所有土地・建物等を事業用の土地・建物等買い換えた場合の圧縮記帳制度について、圧縮限度額を譲渡資産売却益の100%（現行：80%～70%（適用期限：平成29年3月31日））に引き上げるとともに、中小法人については買い換え対象となる土地の要件（現行：面積300㎡以上）を緩和・撤廃するなど、制度を拡充したうえで恒久化（本則化）されたい。

(2) 企業再編の促進に向けた税制措置 ★

企業の合併に伴う痛みを緩和するため、適格合併の適用要件を緩和し、欠損金の引き継ぎ対象企業を拡大されたい。また、企業の事業再編を促すため、買収先企業の営業権（現行5年間均等償却）の特別償却を認められたい。

大阪府・大阪市に対する要望

1. 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃

現在、大阪府では法人事業税および法人住民税に、大阪市では法人住民税に対して超過課税を適用しており、当地の産業競争力を弱める一因となっている。そもそも、地方において法人所得課税を課している国は稀であり、わが国の法人実効税率が高い一因となっている。地元企業が競争上不利とならないよう、政府の法人実効税率の引き下げの動きに合わせて、法人事業税および法人住民税の超過課税を撤廃されたい。

2. 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ

大阪市は、固定資産税の算定基礎となる負担水準が高く、企業に多大な立地コストを強いている。産業競争力強化のため、負担水準を早急に 60%まで引き下げられたい。少なくとも中小法人については、東京都と同様の軽減措置（非住宅用地（200 m²まで）に対する 2 割軽減措置）を創設されたい。

3. 中小法人に対する事業所税の軽減措置の創設

当地で事業や雇用の継続を図ろうと懸命に経営努力を続ける中小法人を支援するため、事業所税を軽減されたい。

4. 大阪版企業拠点強化税制の創設 ★

大阪から本社機能の転出超過が続く中、今年度より大阪市など三大都市圏を除く地域への本社機能移転を促す「地方拠点強化税制」が創設された。また、大阪からの転出先上位の兵庫県や、神戸市は、大阪市と同様に移転優遇対象地域から除外されたが、同制度を上回る独自の助成制度を創設した。

大阪からの転出超過に歯止めをかけるため、大阪域外から大阪市内に本社機能に移転、拡充した企業に対し、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免など、関西イノベーション国際戦略総合特区における税制支援措置と同様の、思い切った税制支援措置を創設されたい。

要望項目数：全 46 項目、うち新規要望項目（★印）：11 項目
【昨年度】要望項目数：全 52 項目

以 上

【建議先】

- 内閣総理大臣、副総理、内閣官房長官、内閣官房副長官
内閣官房情報通信技術総合戦略室長、知的財産戦略推進事務局長、社会保障改革担当室長、日本経済再生総合事務局長、まち・ひと・しごと創生本部事務局長
- 経済再生担当大臣兼社会保障・税一体改革担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、地方創生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、女性活躍担当大臣兼内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画）
内閣府副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、政策統括官（経済財政運営担当／科学技術政策・イノベーション担当）、番号制度担当室長、地方創生推進室長、男女共同参画局長
- 政府税制調査会会長
- 金融担当大臣、副大臣、大臣政務官、金融庁長官、総務企画局長
- 総務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、自治財政局長、自治税務局長
- 財務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、審議官、主計局長、主税局長、近畿財務局長
- 文部科学大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、科学技術・学術政策局長、研究振興局長
- 厚生労働大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、医政局長、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、政策統括官（労働担当）
- 経済産業大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、審議官、官房長、経済産業政策局長、貿易経済協力局長、産業技術環境局長、近畿経済産業局長
- 資源エネルギー庁長官、次長
- 特許庁長官、総務部長
- 中小企業庁長官、次長、事業環境部長、経営支援部長
- 国土交通大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、土地・建設産業局長、都市局長、水管理・国土保全局長
- 観光庁長官、次長、審議官、観光地域振興部長
- 環境大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、総合環境政策局長、地球環境局長
- 衆議院議長、参議院議長、衆議院財務金融委員長、参議院財政金融委員長、衆議院総務委員長、参議院総務委員長、衆議院経済産業委員長、参議院経済産業委員長
- 各政党の代表、自由民主党税制調査会会長・顧問・小委員長、公明党税制調査会会長、地元選出国會議員
- 大阪府知事、大阪市長

【(写) 送付先】

- 関西広域連合長
- 日本商工会議所会頭、大阪府下商工会議所会頭、日本経済団体連合会会長、経済同友会代表幹事、関西経済連合会会長、関西経済同友会代表幹事